

観光振興指針の改定について

指針の性格

- ・「滋賀県基本構想」の理念を実現するための部門別計画であり、本県が取り組むべき観光振興の総合的な指針。
- ・今後、滋賀県が行う観光行政の方向性を示す指針であるとともに、県民の皆さんをはじめ関係するそれぞれの主体の多様な自主的活動が促進されるよう、本県における観光振興に向けた幅広い取組を掲げたもの。

改定の基本的考え方

- ・現行の「『観光交流』振興指針」（平成 26 年 1 月策定、計画期間：平成 26 年度～30 年度）を継承しつつ、昨今の経済・社会情勢の変化・課題への取組を反映させるもの。

計画期間

- ・平成 31 年度から 4 年間。

検討スケジュール

- ・平成 29、30 年度の 2 カ年で検討することとし、その間に観光事業審議会を 4 回程度開催する。
- ・今年度中に「改定骨子（案）」をまとめる。

< 想定スケジュール >

